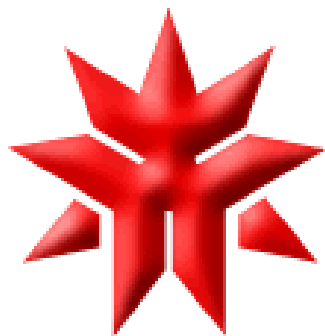


令和 **8** 年度採用

赤穂市職員 採用試験案内



土木職・機械職
保育士/幼稚園教諭
作業員・調理員兼用務員

試験日 令和8年1月9日(金)・10日(土)

受付期間 令和7年11月18日(火)～

12月19日(金)

【問合せ先】赤穂市総務部人事課

TEL 0791-43-6863 FAX 0791-43-6892

E-mail saiyou@city.ako.lg.jp HP (赤穂市職員採用情報)



1 職種・採用予定人員・受験資格

職 種	採用予定数	受 験 資 格
土木職	2名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日における満年齢が45歳までの人）で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人または令和8年3月卒業見込みの人のうち、各募集職種に必要な専門知識を有する人
機械職	1名程度	
保育士/ 幼稚園教諭	若干名	昭和55年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日における満年齢が45歳までの人）で、保育士資格及び幼稚園教諭（1種または2種）免許の両方を有する人、または令和8年3月31日までに両資格を取得する見込みの人
作業員 (美化センター等)	2名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日における満年齢が45歳までの人）
調理員兼用務員 (保育所)	1名程度	昭和55年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日における満年齢が45歳までの人）で栄養士または調理師免許を有する人、または令和8年3月31日までにこれらの免許を取得見込みの人

(注1) 地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

☆欠格条項（抜粋）

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 赤穂市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注2) 受験申込みは、上記職種のうち1職種に限ります。受付後の職種変更はできません。

(注3) 試験成績により可否を判定するため、各職種で必ず1名以上の採用があるわけではありません。

(注4) 大学院修了は大学卒業の区分とします。

(注5) 保育士・幼稚園教諭の配属先は保育所か幼稚園のいずれかになります。また、その後の配属先については、変更になることがあります。

(注6) 日本国籍を有しない人は、合格し採用された場合、公権力の行使または本市の意思の形成への参画に携わる職につくことはできません。

2 第1次試験

(1) 日 時

日程	区分	集合時間	試験内容	試験会場
令和8年 1月9日(金) (1日目)	土木職・機械職	9時	適性試験、集団面接、	①市役所2F
	保育士/幼稚園教諭 作業員 調理員兼用務員	9時	集団面接 実技試験（保幼）	①市役所2F 実技試験は②ハーモニーホール
令和8年 1月10日(土) (2日目)	保育士/幼稚園教諭 作業員 調理員兼用務員	9時	適性試験、教養試験	①市役所2F

- (注1) 集合時間は厳守のこと。原則として遅刻は認めません。受付は15分前から行います。
- (注2) 申込み人数等によっては、試験会場や集合時間等を変更する場合があります。
- (注3) 申込み人数等によっては、1月11日(日)にも試験を行う場合があります。
- (注4) 保育士・幼稚園教諭の1日目の試験会場は、適性試験、面接を①で実施した後、各自②へ移動していただきます。
- (注5) 土木職・機械職については、教養試験はありませんので第1次試験は1月9日の1日のみです。

★試験会場

- ①赤穂市役所 2F会議室 〒678-0292 赤穂市加里屋81 (JR播州赤穂駅から徒歩南西へ4分)
- ②赤穂市文化会館赤穂化成ハーモニーホール 2F学習室 〒678-0232 赤穂市中広864 →
(JR播州赤穂駅から徒歩南東へ8分)



(2) 試験内容

◆ 教養試験 (択一式)

対象職種	時間	出題内容
保育士/幼稚園教諭、 作業員、調理員兼用務員	60分	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題

◆ 適性試験 (択一式)

対象職種	時間	出題内容
土木職・機械職	10分	職員としての適応性を作業能力面(正確さ、迅速さ等)からみる
	20分	職員としての適応性を職務への対応や対人関係面からみる
作業員、調理員兼用務員	20分	技能労務職員としての適応性をみる
	20分	職員としての適応性を職務への対応や対人関係面からみる
保育士/幼稚園教諭	20分	職員としての適応性を性格特性からみる

◆ 保育士・幼稚園教諭の実技試験

- ① 絵本の読み聞かせ及び模擬保育 ② 音楽(ピアノ弾き歌い) ※内容は試験日までに別途通知

(3) 試験当日持参するもの

- ア 受験票(持参しない人は、受験できないことがあります。) イ 筆記用具

(4) 第1次試験の結果 2月上旬頃までに全員に通知します。

3 第2次試験(作業員、調理員兼用務員の第2次試験はありません)

- (1) 日 時 2月中旬の予定(第1次試験合格者に別途通知します。)

- (2) 試験種目 個別面接、論文試験(指定課題による、公務員として必要な知識及び表現力等)

4 最終合格者の発表

- (1) 第2次試験受験者に対して3月上旬までに通知します。
- (2) 卒業見込者が、令和8年3月31日までにその属する学校を卒業できない場合、または資格取得・免許取得見込者が、資格・免許を取得できない場合は、合格（採用）を取り消します。
- (3) 受験資格がないこと、または受験申込書等の記載事項に不正があることが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。
- (4) 健康診断の結果に異常がない最終合格者は、令和8年4月1日に採用の予定です。
- (5) 合格者の辞退等に備え、合格基準を満たした方について補欠合格とする場合があります。補欠合格の有効期限は、令和8年3月31日までとします。

5 受験手続き

(1) 提出書類 ※提出書類は返却しません。

- ア 受験申込書（ダウンロード）・・・申込内容を手書きまたは入力し、写真を貼る
（メールの場合、申込書Excelデータに写真画像データを挿入して作成すること）
- イ 最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書
（専門学校卒の場合は、加えて様式①による証明書）
- ウ 最終学校の成績証明書
- エ 受験票（ダウンロード）・・・写真を貼る
（メールの場合、受験票Excelデータに写真画像データを挿入して作成すること）
- オ 資格証または免許証などの写し（保育士/幼稚園教諭、調理員兼用務員）
- カ 連絡用封筒 【郵送での申込の場合】2枚 【持参またはメールでの申込の場合】1枚
（長形3号封筒に110円切手を貼り、郵送先を明記のうえ提出してください。）
（メールでの申し込みの場合、連絡用封筒は第1次試験受験の際に提出してください。）

(2) 受験申込受付

【持参または郵送の場合】

- ア 受付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月19日（金）まで
（※持参の場合は、土・日・祝日を除く）
- イ 受付時間 8時30分から17時15分まで（持参の場合）
- ウ 提出先 兵庫県赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所人事課 宛
- エ 郵送の場合は、12月17日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。
書類に不備がある場合は、修正のため来庁してもらう場合があります。

【メールの場合】

- ア 受付期間 令和7年11月18日（火）から令和7年12月19日（金）まで
- イ メールアドレス saiyou@city.ako.lg.jp
- ウ メールの件名は、必ず『赤穂市職員採用試験受験申込書』としてください。
- エ メールでの申し込みの場合、最終学校の卒業証明書または卒業見込証明書、成績証明書については、学校によって『開封厳禁』等の但し書きがある場合は開封せず、第1次試験の際にご持参ください。また、連絡用封筒についても同様に第1次試験の際にご持参ください。

- オ 資格証（（１）提出書類のオ）の写しは、PDF, JPEG, PNG形式のいずれかを添付してください。
- カ メール受信後、申込書類確認のうえ受験票をメールにて返信しますので、メールを送信してから３日を経過しても返信がない場合は、人事課まで電話にてお問い合わせください。
- ※パソコン及びスマートフォンの設定状況により、メールを受信できない場合があるため、返信メールがない場合は、必ず電話にてお問合せください。

6 試験結果の開示

試験の結果は、口頭で開示請求することができます。電話、はがき、メール等による請求では開示できませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合得点及び順位	合格発表の日から１か月間	赤穂市役所 総務部人事課

7 待 遇

（１）初任給（新卒基準 職種別調整額及び地域手当（給料の５％）を含みます。）

（円）

職 種	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
土木職、機械職	231,000	214,620	197,400
保育士/幼稚園教諭	251,160	236,745	219,492
作業員、調理員兼用務員	18歳 212,100		

（注１）学校卒業後の職務経験を有する人は、一定の基準により初任給に加算されることがあります。

（注２）上記の給与額は、令和７年４月１日現在のものであり、今後条例改正等により変更になる場合があります。

〈職務経験がある場合の初任給加算例〉 学校卒業直後に民間企業での職務経験を５年有する場合

職 種	経 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
土木職	新卒 初任給	231,000	214,620	197,400
				
	【例】民間企業での職務経験を５年有する初任給	241,500	227,640	211,050

（２）諸 手 当

地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等をそれぞれの規定に基づいて支給します。

（重要なお知らせ）

試験日や会場、試験内容を変更する可能性があります。変更内容は赤穂市ホームページ（職員募集情報のページ）でお知らせしますので、随時確認をお願いします。

